

奈良県公報

目次

ページ

〈県営水道企業管理規程〉

- 奈良県水道局職員就業規程の一部改正 二
- 奈良県営水道会計規程の一部改正 二
- 奈良県営水道契約規程の一部改正 三
- 職員の仕事の設置等に関する規程の一部改正 三
- 奈良県水道局事務分掌規程の一部改正 三

〈県営水道訓令〉

- 奈良県水道局事務決裁規程の一部改正 三
- 奈良県水道局行政文書規程の一部改正 四

〈教育委員会規則〉

- 奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則 五
- 奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 五
- 奈良県教育委員会事務局職員の職 五

の設置に関する規則の一部を改正する規則

- 奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則 六
- 奈良県教育委員会が取り扱う個人情報情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 六
- 奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則 六
- 奈良県営プール管理運営規則の一部を改正する規則 六
- 奈良県出土文化財管理規則の一部を改正する規則 七
- 奈良県視聴覚ライブラリー備付教具教材管理規則を廃止する規則 七
- 奈良県立図書館管理運営規則 七
- 奈良県立図書館公文書等の取扱いに関する規則 八

〈教育委員会告示〉

- 平成十二年十月奈良県教育委員会告示第七号（口頭による開示請求 一一

をすることができる個人情報）の一部改正

- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定有形文化財の指定 一一
- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定無形文化財の指定 一二
- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定無形民俗文化財の指定 一三
- 奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定史跡及び奈良県指定天然記念物の指定 一三

〈教育長訓令〉

- 学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部改正 一三
- 奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部改正 一四
- 奈良県教育委員会事務局決裁規程の一部改正 一四
- 奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正 一四
- 奈良県立図書館管理運営規程の廃止 一五
- 奈良県教育委員会行政文書管理規程の一部改正 一五
- 奈良県教育委員会事務局職員安全管理規程の一部改正 一五
- 奈良県立高等学校等職員安全管理規程の一部改正 一五

〈教育長公告〉

- 奈良県立磯城野高等学校（フードデザイン科、ライフデザイン科及びヒューマンライフ科に係るものに限る。）において使用する校長印の定め 一五
- 奈良県立図書館において使用する館長印の定め 一六

〈人事委員会規則〉

- 職員からの苦情相談に関する規則 一六
- 奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 一七
- 人事委員会事務局長委任規則の一部を改正する規則 一七
- 奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則 一七
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則 一八
- 職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則 一八
- 一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則 一八
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則 二〇
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 二二
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 二二
- 農林業改良普及手当に関する規則 二二

の一部を改正する規則

○災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則 二二三

○職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 二二三

○職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則 二二三

○職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 二二四

○公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 二二四

○一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則 二二五

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 二二五

○奈良県人事委員会事務局処務規程の一部改正 二二五

○平成十二年十月奈良県人事委員会〈人事委員会告示〉 二二六

告示第一号(口頭による開示請求をすることができる個人情報)の一部改正

○奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則 二二六

○奈良県警察組織規則の一部を改正する規則 二二六

○奈良県金属くず営業条例施行規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 二二六

○奈良県監査委員事務局規程の一部改正 二二六

○奈良県監査委員処務規程の一部改正 二二六

○奈良県監査委員事務局規程の一部改正 二二六

○奈良県監査委員処務規程の一部改正 二二六

○奈良県監査委員事務局規程の一部改正 二二六

県営水道企業管理規程

奈良県営水道企業管理規程第一号

奈良県水道局職員就業規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

水道局 各課 各出先機関

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第五条第五項中「第三項」を「第四項」に、「第二項又は前項」を「第二項、第三項又は前項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「前三項」を「前四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第四条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、管理者が定めるものとし、その割振りは、月曜日から金曜日までの午前八時三十分から午後五時十五分までの範囲内で、管理者が定めるものとする。

第九条の二第二項中「第三項又は第四項」を「第四項又は第五項」に改める。

第十一条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県営水道企業管理規程第二号

水道局 各課 各出先機関

奈良県営水道会計規程(昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第二十七条第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同項中「及び第一項第五号」を「並びに第一項に掲げる資金並びに政令第二十一条の五第一項第十二号及び第十三号」に改め、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項中「

政令第二十一条の五第一項第十二号」を「政令第二十一条の五第一項第十五号」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を第五号とし、第一項として「政令第二十一条の五第一項第十四号に規定する管理規程で定める経費は、下水道の使用料及び料金後納郵便物に関する料金とする。」を加える。

第二十八条第二項中「第三項」を「第四項」に改める。

この規程は、公布の日から施行する。

附則

奈良県営水道企業管理規程第三号

奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

水道局 各課
各出先機関

第十六条第一項中「令第六百六十七条の二第一項第一号」を「地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）第二十一条の十四第一項第一号」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

奈良県営水道企業管理規程第四号

職員の職の設置等に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

水道局 各課
各出先機関

第三条第一項第二号の次に、次の一号を加える。

三 係に係長

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県営水道企業管理規程第五号

奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

水道局 各課
各出先機関

第一条を次のように改める。

（本庁の課及び係）
第一条 水道局（以下「局」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課にそれぞれ当該下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
総務課	総務調整係 契約・財産係 経営計画係
業務課	企画調整係 事業管理第一係 事業管理第二係

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

県営水道訓令

奈良県営水道訓令第一号

各課

奈良県水道局事務決裁規程（昭和四十二年四月奈良県営水道訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

水道局

各出先機関

第三条第九号の次に次の一号を加える。

十 理事及び課長の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

第四条第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 所長の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

第五条第一項第九号中「及び訂正並びに是正の申出」を、「訂正及び利用停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十 課員の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

第六条第十五号中「及び訂正並びに是正の申出」を、「訂正及び利用停止」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十六 所員の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県営水道訓令第二号

水道局

各出先機関

奈良県水道局行政文書規程（平成二年三月奈良県営水道訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

平成十七年三月二十九日

奈良県知事 柿本善也

第一条の二第五号の次に次の三号を加える。

六 電子署名 電子署名及び認証業務に關する法律（平成十二年法律第百二号）第二十条第一項に規定する電子署名をいう。

七 総合行政ネットワーク 地方公共団体、国、住民等の間における情報交換の円滑化及び情報の共有による情報の高度利用を図るために、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続した情報通信ネットワークを言う。

八 総合行政ネットワーク文書 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより、電子署名が行われ、送信される文書。

第十二条の次に次の一条を加える。

（電子的方式による文書の受領等）

第十二条の二 電子的方式により文書を受信した場合は、速やかに、総合文書管理システムの収受の登録を行い、又は当該文書の内容を用紙に出力するものとする。

2 前項の規定により用紙に出力された文書は、主務課に直接到着した文書等とみなし、第十一条第三項並びに第十二条第一項及び第三項の規定の例により処理するものとする。

第十三条第三項第六号の次に次の一号を加える。

七 総合行政ネットワークの電子文書交換システムにより施行するもの ネットワーク施行

第二十条の次に次の一条を加える。

（電子署名）

第二十条の二 施行する総合行政ネットワーク文書には、電子署名を行わなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する電子署名について準用する。この場合において、同条第二項中「第八条の規定により当該公印を保管する課の長（以下「公印保管者」という。）とあるのは、「当該電子署名を行う課の長」と読み替えるものとする。

第二十一条第三項中「前条」を「第二十条」に、「又は電子メール」を「電子メール又は総合文書管理システム」に改める。

第三十一条中「奈良県立図書館」を「奈良県立図書情報館」に改める。

附則

この規程は、平成十七年四月一日から施行する。

教育委員会規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本 和美

奈良県教育委員会規則第九号

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則（昭和二十八年四月奈良県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中

総務福利課

を

総

務福利課

総務調整係、施設管理係、技術検査係

に、

教職員課

生涯学習課

を

生涯学習課

生涯学習係、社会教

教職員課

総務係、給与係、小
事係、県立人事係

育係

中定数研修係、小中人

に、

保健体育課

庶務係、保健給食係、学校体育係、
育係、競技振興係、

社会体

を

保健体育課

係

庶務係、保健給食係、学校体育係、社会体
育係、競技振興係、全国高校総体開催準備

に改め

る。

第二条生涯学習課の項第九号を次のように改める。

九 図書情報館に関すること。

第二条保健体育課の項第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 全国高校総体開催に関すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本 和美

奈良県教育委員会規則第十号

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「県立図書館」を「県立図書情報館」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会規則第十一号

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「保健体育課」を「文化財保存課、文化財保存事務所」に改め、同条第三項中「学校教育課（県立学校企画調整室並びに盲学校、ろう学校及び養護学校適正化の事務を除く。）、人権教育課、文化財保存課及び文化財保存事務所」を「学校教育課、人権教育課及び保健体育課」に改め、同条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十二号

奈良県教育委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会行政文書管理規則（平成十三年三月奈良県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第五号中「第十一条に規定する」を「第十二条の規定による」に、「第十三条第一項」を「第十八条第一項又は第二項」に改める。

第九条第一項中「奈良県立図書館」を「奈良県立図書館情報館」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十三号

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十二年九月奈良県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
本則中「第二十九条」を「第五十三条」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十四号

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県立同和問題関係史料センター管理運営規則（平成五年十一月奈良県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「研究指導主事」を「指導主事」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 主事

第三条第二項中「研究指導主事を指導するとともに、研究指導主事に係る事務を処理する。」を「係の事務を処理する。」に改め、同条第四項中「研究指導主事」を「指導主事」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県営プール管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十五号

奈良県営プール管理運営規則の一部を改正する規則

奈良県営プール管理運営規則（昭和四十九年六月奈良県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「**屋内温水プール**」を「**屋内温水プール（全コース・コース）**」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県出土文化財管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十六号

奈良県出土文化財管理規則の一部を改正する規則

奈良県出土文化財管理規則（平成十四年三月奈良県教育委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十三条の二第二項」を「**第五十五条第一項**」に改める。

第四条中「第六十三条の二第一項」を「**第五十五条第一項**」に、「第六十四条の二第一項」を「**第七十七条第一項**」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県視覚ライブラリー備付教具教材管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十七号

奈良県視覚ライブラリー備付教具教材管理規則を廃止する規則

奈良県視覚ライブラリー備付教具教材管理規則（昭和五十年五月奈良県教育委員会規則第八号）は廃止する。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県立図書館管理運営規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会規則第十八号

奈良県立図書館管理運営規則

（趣旨）

第一条 この規則は、奈良県立図書館条例（平成十七年四月奈良県条例第 号。以下、「条例」という。）第九条の規定に基づき、奈良県立図書館（以下「情報館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員の職）

第二条 情報館の職員の職は、次のとおりとする。

- 一 館長
- 二 副館長
- 三 司書監
- 四 グループコーディネーター
- 五 調整員
- 六 主査
- 七 主事
- 八 司書
- 九 技師

（職務）

第三条 前条に規定する職員の職務は、次のとおりとする。

- 一 館長は、教育長の命を受け、情報館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 二 副館長は、館長を補佐し、館長に事故あるときはその職務を代理し、館長が欠けたときはその職務を代行する。
- 三 司書監は、上司の命を受け、その担当事務を掌理する。
- 四 グループコーディネーターは、上司の命を受け、グループの事務を掌理する。
- 五 調整員は、上司の命を受け、グループの事務を処理する。
- 六 主査は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

七 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。
 八 司書は、上司の命を受け、情報館の専門の事務に従事する。
 九 技師は、上司の命を受け、技術をつかさどる。

(経営委員会)

第四条 情報館に経営委員会を置くことができる。

2 経営委員会の設置その他必要な事項は、別に定める。

(権限の委任)

第五条 条例第三条及び第四条に規定する奈良県教育委員会の権限は、館長に委任する。

(開館時間)

第六条 情報館の開館時間は、午前九時から午後八時までとする。

(休館日)

第七条 情報館の休館日は、次のとおりとする。

- 一 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日である場合は、その日後において、その日に最も近い休日でない日)
- 二 十二月二十八日から翌年一月四日まで
- 三 毎月末日(その日が月曜日の場合は、その日前において、その日に最も近い休日でない日)

(開館時間の変更等)

第八条 館長は、前二条の規定にかかわらず、教育長の承認を得て、開館時間を変更し又は臨時に休館することができる。

(使用の承認等の申請)

第九条 条例第三条第一項の規定により条例別表に掲げる施設及び設備の使用の承認を受けようとする者は、あらかじめ使用承認申請書を館長に提出しなければならない。
 2 条例第三条第一項の規定により承認を受けた事項の変更の承認を受けようとする者は、あらかじめ使用変更承認申請書を館長に提出しなければならない。

(使用の終了の届出)

第十条 施設等の使用の承認を受けた者は、当該施設等の利用を終了したときは、直ちに館長に届け出なければならない。

(館外貸出し)

第十一条 情報館資料の館外貸出しを受けようとする者は、利用者カードの交付を受け

なければならない。

- 2 利用者カードの交付等については、別に定める。
- 3 第一項により貸出しを受けられる情報館資料は、次の各号に掲げるもの以外のものとする。ただし、館長が特に必要と認める場合は、この限りでない。
 - 一 貴重資料等(巻軸類を含む。)
 - 二 新刊の雑誌等(新刊とは、次号が刊行されるまでの間をいう。)
 - 三 辞書、事典及びその他の参考資料等
 - 四 官公報及び新聞(新聞縮刷版を含む。)
 - 五 本県に関する歴史資料として重要な公文書等
 - 六 その他特に館長が指定する情報館資料
- 4 第一項の規定により貸出しを受けた者が、規則等に違反し、その他不都合な行為のあった場合には、館長の定める期間、第一項の貸出しを受けることができない。

(定期報告)

第十二条 館長は、次に掲げる報告書を教育長に提出しなければならない。

- 一 月別業務状況報告書 翌月十日まで
- 二 年度業務報告書 翌年度四月末日まで

(その他)

第十三条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第四条から第十二条までの規定は、教育長が別に定める日から施行する。
- (奈良県立図書館管理運営規則の廃止)
- 2 奈良県立図書館管理運営規則(昭和四十年七月奈良県教育委員会規則第八号)は、廃止する。

奈良県立図書館情報館公文書等の取扱いに関する規則をここに公布する。
 平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会委員長 岡 本 和 美

奈良県教育委員会規則第十九号

奈良県立図書館公文書等の取扱いに関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県立図書館条例(平成十七年四月奈良県条例第 号。以下「条例」という。)第二条第三号の規定に基づき、奈良県立図書館(以下「情報館」という。)の公文書等の取扱いに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 情報館の公文書等とは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 奈良県行政文書管理規則第九条の規定により移管を受けた行政文書
- 二 奈良県教育委員会行政文書管理規則第九条の規定により移管を受けた行政文書
- 三 前二号のほか、奈良県情報公開条例第二条第一項に規定された実施機関の定める規定により移管を受けた行政文書
- 四 本県に關する歴史資料として価値を有する古文書その他必要な資料

(公文書等の寄贈及び寄託)

第三条 奈良県立図書館長(以下「館長」という。)は、前条第四号に規定する資料について、寄贈又は寄託を受けることができる。

2 前項に關し必要な事項は、別に定める。

(公文書等の整理及び保存)

第四条 館長は、前二条により移管、寄贈又は寄託を受けた公文書等を適切に整理し、保存しなければならない。

2 館長は、公文書等の散逸を防止し、又は適正な保存を図るため、関係機関の長に対し、必要な協力を求めることができる。

(公文書等の利用及び制限)

第五条 公文書等は、その整理等が完了した後、学術及び文化等の調査研究のための資料として、利用に供することができる。

2 館長は、第二条第一号、第二号及び第三号に掲げる行政文書について、別表第一に掲げる範囲内で、一般の利用を制限することができる。

3 閲覧利用については、個人情報保護及び人権上の観点からその取扱いに留意するものとする。

4 公文書等のうち、原本を利用させることにより当該原本の破損又は汚損が生じるお

それがあるときは、当該原本の利用の方法又は期間を制限することができる。

(行政文書の廃棄)

第六条 館長は、別表第二に掲げる基準に基づき、移管を受けた行政文書を整理し、歴史資料として保存の必要がないと認められるものを廃棄することができる。

2 館長は、前項により廃棄する行政文書について、その目録を移管した主務課長に通知するものとする。

3 廃棄を決定した行政文書は、裁断、溶解、焼却若しくはその他適切な方法により処分しなければならない。

(準用)

第七条 この規則は、マイクロフィルム等により複写された公文書等について準用する。

(その他)

第八条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長の承認を得て、館長が定める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第五条の規定は、教育長が別に定める日から施行する。

別表第一(第五条関係)

	非公開情報		
一	奈良県情報公開条例(平成十三年三月奈良県条例第三十八号。以下「情報公開条例」という。)上の不開示情報を含むもの	情報公開条例第七条に規定する不開示情報に該当するもの	三十年
二	個人の秘密であつて、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの	イ 学歴又は職歴 ロ 財産又は所得 ハ 採用、選考又は任免 ニ 勤務評定又は服務	五十年

一	各種の制度及び機構の新設、変更、廃止に関する	収集基準項目	細目	<p>別表第二（第六条関係）</p> <p>1 該当する可能性のある情報の類型とは、この表の左欄にいう「個人の秘密」、</p> <p>2 非公開期間とは、当該情報が記録されている行政文書の完結後の経過年数（行政文書の保存期間を含む。）とする。</p> <p>3 非公開期間の年数経過後、公開の可否については、改めて判断するものとする。</p>	備考	<p>四</p> <p>個人の特に重大な秘密であつて、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの</p> <p>イ 門地</p> <p>ロ 遺伝性の疾病、精神の障害又はその他の健康状態</p> <p>ハ 犯罪又は補導歴</p>	<p>三</p> <p>個人の重大な秘密であつて、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの</p> <p>イ 国籍、人種又は民族</p> <p>ロ 家族、親族又は婚姻</p> <p>ハ 信仰</p> <p>ニ 思想</p> <p>ホ 感染症、身体の障害又はその他の健康状態</p>	<p>八十年以上</p> <p>八十年</p>						
	イ 県政の各種制度	イ 県政の各種制度							<p>イ 国籍、人種又は民族</p> <p>ロ 家族、親族又は婚姻</p> <p>ハ 信仰</p> <p>ニ 思想</p> <p>ホ 感染症、身体の障害又はその他の健康状態</p>					
八	許可、認可、免許、取消等行政処分に関する	七	財産の取得及び処分に関するもの	六	監査、検査等に関するもの	五	予算及び決算に関するもの	四	県政の執行の基準及び方法の細目に関するもの	三	条例、規則等に関するもの	二	県政の施策、計画に関するもの	<p>イ 主要な施設、設備、改廃</p> <p>ロ 行政区画の変更、廃置分合等</p> <p>ハ 公有財産の処理</p>
イ 事業の許認可	イ 事業の許認可	イ 事業の用地買収	イ 事業の用地買収	イ 監査等	イ 監査等	イ 予算、決算関係	イ 予算、決算関係	イ 予算関係	イ 条例、規則、訓令等例規の制定改廃	イ 条例、規則、訓令等例規の制定改廃	イ 中・長期計画等、県の計画	イ 中・長期計画等、県の計画	<p>イ 主要な施設、設備、改廃</p> <p>ロ 行政区画の変更、廃置分合等</p> <p>ハ 公有財産の処理</p>	
ロ 各種法人関係	ロ 各種法人関係	ロ 境界	ロ 境界	ロ 国庫補助金、地方交付税、起債、県単補助金、貸付金関係	ロ 国庫補助金、地方交付税、起債、県単補助金、貸付金関係	ロ 貸付金関係	ロ 貸付金関係	ロ 施策の推進計画	ロ 判例、行政実例など	ロ 判例、行政実例など	ロ 重要な協定、行政処分、法令の運用解釈など	ロ 重要な協定、行政処分、法令の運用解釈など	<p>イ 主要な施設、設備、改廃</p> <p>ロ 行政区画の変更、廃置分合等</p> <p>ハ 公有財産の処理</p>	

十六	その他、県行政の記録資料として重要であると認められるもの	イ 県主催又は県が関わった行事 ロ 県民生活に関わる事件、争訟、災害など ハ 事務引継ぎに関するもの（部長級以上、出先機関は所屬長）
十五	議会、行政委員会等の議事に関するもの	イ 議会、委員会等 ロ 行政委員会等
十四	選挙に関するもの	イ 国政選挙及び国民審査に関するもの ロ 知事、県議会議員選挙に関するもの ハ 政治団体に関するもの
十三	陳情、請願に関するもの	イ 県民の意向、動向を反映している請願、陳情等 ロ 広報及び公聴 ハ 市町村から県への要望
十二	公益法人等の団体に関するもの	イ 県費出損団体 ロ 県の援助団体
十一	委員会、審議会等に関するもの	イ 知事会議 ロ 委員会、審議会、協議会、審査会、連絡会議等 ハ 施策に関わる県議会答弁資料
十	褒賞、表彰に関するもの	イ 個人及び団体の実績が明確な褒賞、叙勲、表彰等
九	調査、統計に関するもの	イ 風土、人口、産業、労働、教育等に関する調査、統計
	もの	ハ 試験等

十七	その他	二 台帳類 ホ 県内の史跡及び文化財等に関するもの 一から十六以外で県行政の記録資料として重要であると館長が認めるもの
----	-----	---

教育委員会告示

奈良県教育委員会告示第十九号
平成十二年十月奈良県教育委員会告示第七号（口頭による開示請求をすることができ
る個人情報）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日

告示文中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。
表中「開示をする」を「開示する」に改める。
奈良県教育委員会委員長 岡本和美

奈良県教育委員会告示第二十一号
奈良県文化財保護条例（昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を奈良県指定有形文化財に指定する。
平成十七年三月二十九日

建造物の部
奈良県教育委員会委員長 岡本和美

名称	員数	構造及び形式	所有者（住所）	所在地
光林寺本堂及び表門	二棟	本堂（一棟） 桁行一三・七二メートル、梁間一・八五メートル、	光林寺 磯城郡川西町保田四三番地の一	磯城郡川西町保田四三番地の一

日本刀製作技術 (伝統工芸金工)	河内 道雄 (刀匠名 國平)	吉野郡東吉野村平野一二二 五番地
---------------------	-------------------	---------------------

奈良県教育委員会告示第二十三号
奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)第三十一条第一項の規定により、次の表に掲げる無形民俗文化財を奈良県指定無形民俗文化財に指定する。
平成十七年三月二十九日
奈良県教育委員会委員長 岡本和美
無形民俗文化財の部

名称	保持団体	所在地
高田のいのこの暴れまつり	高田区自治会	桜井市高田

奈良県教育委員会告示第二十四号
奈良県文化財保護条例(昭和五十二年三月奈良県条例第二十六号)第三十八条第一項の規定により、次の表に掲げる史跡、天然記念物を奈良県指定史跡、奈良県指定天然記念物に指定する。
平成十七年三月二十九日
奈良県教育委員会委員長 岡本和美
史跡の部

名称	所有者(住所)	所在地
下池山古墳	国 大字成願寺区	天理市成願寺町一七三番地 (墳丘)、一七四―一番地 (新池)、一七四―二番地

天然記念物の部	(堤塘)
---------	------

名称	員数	所有者(住所)	所在地
神末のカヤの巨木林	九本	今西 秀男 宇陀郡御杖村大字神末五五 七〇番地	宇陀郡御杖村大字神末 末字角山五六一〇番地

教育長訓令

奈良県教育委員会教育長訓令第四号

学校以外の教育機関
学校以外の教育機関に勤務する職員の勤務時間の割振り等に関する規程(昭和四十年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第四号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日
奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠一

別表奈良県立奈良図書館及び奈良県立橿原図書館の項を削り、同表奈良県立社会教育センターの項中「祝日法」を「国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。)」に改め、同表奈良県立橿原考古学研究所附属博物館の項中「祝日」を「休日」に改める。

奈良県教育委員会教育長訓令第五号

教育委員会事務局
学校以外の教育機関
奈良県教育委員会所属職員服務規程(昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第三条第一項に次の一号を加える。

六 総合文書管理システム 奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）第一条の二第三号に規定する総合文書管理システムをいう。

第九条第一項中「年次有給休暇」を「勤務時間条例第十三条に規定する年次有給休暇」に改め、「第五号様式の一」の下に、「又は総合文書管理システム」を加え、同条第二項中「特別休暇」を「勤務時間条例第十四条に規定する特別休暇（以下この条において「特別休暇」という。）」に改め、「第五号様式の一」の下に「又は総合文書管理システム」を加え、同条第三項中「介護休暇」を「勤務時間条例第十五条第一項に規定する介護休暇」に改める。

第十条の二第一項中「第七号様式」の下に「又は総合文書管理システム」を加える。

奈良県教育委員会教育長訓令第六号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務決裁規程（昭和四十一年九月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

別表第一理事及び教育次長専決事項の欄第八号の次に次の二号を加える。

九 課長等の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

十 教育機関の長の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

別表第一課長等専決事項の欄第十二号の次に次の一号を加える。

十三 課員の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

別表第二第十一号の次に次の一号を加える。

十二 所属職員の私有自動車等に係る公務使用の承認に關すること。

奈良県教育委員会教育長訓令第七号

事務局 一般
県立 学校
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第一条の二第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 総合文書管理システム 電子計算機を利用して、行政文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書管理に關する事務の処理を行うシステムで奈良県総務部総務課長が管理するものをいう。

第十二条第三項中「楷書、」を削る。

第十四条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式により受信するもの」に改める。

第十五条の二の見出し中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式による文書」に改め、同条第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式により文書」に、「当該文書の内容を速やかに」を「速やかに、総合文書管理システムに收受の登録を行い、又は当該文書の内容を」に改め、同条第二項中「用紙」を「前項の規定により用紙」に、「総合行政ネットワーク文書」を「文書」に改める。

第十六条第一項中「第七号様式」の下に「又は総合文書管理システム」を加え、同条第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 総合文書管理システムを用いて行う起案については、第三項から前項までの規定にかかわらず、別に定めるところによる。

第二十五条第二項中「総合行政ネットワーク文書」の下に「及び第四項に規定する文書」を加え、同条第四項中「緊急を要するものに限り」を削り、「又は電子メール」を「電子メール又は総合文書管理システム」に改める。

第二十六条中「この節において」を「第三十五条まで」に改める。

第三十三条の二第二項中「奈良県立図書館」を「奈良県立図書館」に改める。
別表中「青少年野外活動センター」を「図書情報館」に、「野七」を「図情」に、「

奈良図書館を「青少年野外活動センター」に、「奈図」を「野七」に改め、橿原図書館の項を削る。

奈良県教育委員会教育長訓令第八号

県立奈良図書館

奈良県立図書館管理運営規程（昭和四十年七月奈良県教育委員会教育長訓令甲第三号）は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。
平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

奈良県教育委員会教育長訓令第九号

事務局 一般

県立学校

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会行政文書管理規程（平成元年十二月奈良県教育委員会教育長訓令甲第五号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第一条の二第六号を削る。
第十五条の二第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定により、受信した文書の内容を用紙に出力する場合において、当該文書の内容を電磁的記録として保存する必要があると認めるときは、総合文書管理システムに収受の登録を行うことができる。

第二十二條第一項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子的方式によるもの」に改める。

第二十四條の二第一項中「施行する総合行政ネットワーク文書には、」を「電子的方式により文書を施行する場合は、当該文書には」に改め、同項に次のただし書を加える。ただし、第二十二條第一項各号に掲げる文書においては、この限りでない。

第二十五條第二項中「総合行政ネットワーク文書」を「電子署名を行って送信する文

書」に改め、同条第四項中「又は総合文書管理システムにより發送する」を「総合文書管理システムその他の電気通信回線により送信する」に改める。

奈良県教育委員会教育長訓令第十号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第六号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第五条第二項中「理事（業務担当）」を「教育次長（学務担当）」に改める。

奈良県教育委員会教育長訓令第十一号

県立学校

奈良県立高等学校等職員安全衛生管理規程（平成八年三月奈良県教育委員会教育長訓令第七号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一

第十二條第一項第一号及び第十三條第一項中「理事（業務担当）」を「教育次長（学務担当）」に改める。

教育長公告

平成十七年四月一日に開校する奈良県立磯城野高等学校（フードデザイン科、ライフデザイン科及びヒューマンライフ科に係るものに限る。）において使用する校長印を次のように定め、平成十七年四月一日から使用する。
平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一



立 良 県 立 高 等 学 校 長 印
奈 良 磯 城 野 高 磯 学 校
立 2 7 7
良 磯 城 野 高 磯 学 校
注 横

平成十七年四月一日に設置する奈良県立図書館において使用する館長印を次のように定め、平成十七年四月一日から使用する。
なお、昭和四十五年四月一日奈良県教育委員会教育長告示第二号（奈良県立橿原図書館で使用する公印）で告示した奈良県立橿原図書館の公印は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月二十九日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠 一



立 良 県 立 情 報 館 長 印
奈 良 磯 城 野 高 磯 学 校
立 2 7 7
良 磯 城 野 高 磯 学 校
注 横

人事委員会規則

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊 澤 安 男

奈良県人事委員会規則第九号

職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第八条第一項第十一号の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第四条第一項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(人事委員会に対する苦情相談)

第二条 職員は、人事委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあつては、次に掲げる苦情相談に限る。

一 離職に関する苦情相談

二 法第二十八条の四又は第二十八条の五の規定に基づく採用に関する苦情相談

(職員相談員)

第三条 人事委員会は、前条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、人事委員会事務局の職員のうちから、苦情相談を受けて処理する者（以下「職員相談員」という。）を指名する。

(事案の処理)

第四条 職員相談員は、苦情相談を行った職員（以下「申出人」という。）に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、人事委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 人事委員会は、申出人が事案の処理の継続を求めるときは、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときは、当該事案の処理を継続することが適当でないとして認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和四十年三月奈良県人事委員会規則第五号）第六条第一項の規定による受理又は勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年八月奈良県人事委員会規則三三）号）第四条の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

第五条 人事委員会は、申出人、当該申出人の任命権者その他の関係者に対し、必要に

(調査)

応じて、事情聴取、照会その他の調査（以下「事情聴取等」という。）を行うことができる。

2 任命権者は、前項の規定により人事委員会から事情聴取等を求められた職員が請求したときは、当該事情聴取等に応ずるために必要な時間、勤務しないことを承認するものとする。

（記録の作成等）

第六条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、人事委員会に報告しなければならない。

（秘密の保持）

第七条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を保持しなければならない。

（不利益取扱いの禁止）

第八条 任命権者は、職員相談員に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

（人事委員会及び各任命権者の協力）

第九条 人事委員会は、各任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、研修の実施、助言その他の必要な協力を行うものとする。

2 前項に規定するほか、人事委員会及び各任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

（その他）

第十条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十号

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会事務局の組織に関する規則（昭和二十六年七月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に改める。

第三条総務課の項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 前二号に掲げるものを除くほか、職員の苦情の処理に関すること。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、公布の日から施行する。

人事委員会事務局長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十一号

人事委員会事務局長委任規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局長委任規則（昭和二十六年九月奈良県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第八条第三項」の次に「及び第四項」を加え、本則第三号中「第八条第六項」を「第八条第七項」に改め、同号を本則第四号とし、本則第二号中「第八条第五項」を「第八条第六項」に改め、同号を本則第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 法第八条第一項第十一号に規定する職員の苦情を処理すること。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十二号

奈良県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

奈良県人事委員会議事規則（昭和二十六年六月奈良県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十三号

不利益処分についての不服申立てに関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和四十年三月奈良県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第七項」を「第八条第八項」に改める。

第三十二条第二項中「三月」を「六月」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（再審の請求期間に関する経過措置）

2 この規則による改正後の不利益処分についての不服申立てに関する規則第三十二条第二項の規定は、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第三十二条第二項の規定による期間がこの規則の施行後に満了する再審の請求について適用する。

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十四号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（昭和四十一年九月奈良県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第四項」を「第八条第五項」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

一般職の任期付職員の採用等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十五号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

（一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正）
第一条 一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条第二項及び第三項並びに第七条」を「第七条第二項及び第三項、

第十条第一項並びに第十三条」に改める。

第四条中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五条中「第四条第三項」を「第七条第三項」に改める。

第十条を第十一條とし、第九条の次に次の一条を加える。

（非専門的任期付職員の給料月額額の決定）

第十条 非専門的任期付職員（条例第十条第一項に規定する非専門的任期付職員をいう。）の給料月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める号給の額とする。

一 行政職給料表の適用を受ける職員 初任給規則別表第六に定める行政職給料表

初任給基準表の試験又は職種欄の「中級」の区分に対応する初任給欄の号給

二 行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員 前号に掲げる職員との均衡を

考慮して任命権者が決定する号給

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第二条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「受ける者」の下に、「（一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第三条又は第四条の規定により採用された者を除く。）」を加える。

（給料の調整額に関する規則の一部改正）

第三条 給料の調整額に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

（給料等の支給に関する規則の一部改正）

第四条 給料等の支給に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び職員」を「職員」に改め、「特勤条例」という。）の下に「及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号。以下「任期付条例」という。）」を加える。

第一条の二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、任期付条例第四条の規定により採用された職員について準用する。

この場合において、前項の規定中「条例第六条の二」とあるのは「任期付条例第十条第二項」と読み替えるものとする。

（管理職手当に関する規則の一部改正）

第五条 管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に改める。

（管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正）

第六条 管理職員特別勤務手当に関する規則（平成五年三月奈良県人事委員会規則第十

九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

第七条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号及び第三号並びに第五条中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第五条の四第一項第二号中「第四条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第八条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「若しくは第二十八条の六第二項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号。以下この項において「任期付条例」という。）第四条の規定により採用された」に改め、「第三条第二項」の下に「（任期付条例第四条の規定により採用された職員にあつては、第三条第三項）」を加え、「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

（教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正）

第九条 教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年十二月奈良県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

（職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第十条 職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二十二の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条中「に規定する短時間勤務の職を占める」を「又は第二十八条の六第二項の規定により採用された」に、「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年十二月奈良県条例第二十四号）第四条の規定により採用された職員に対する特殊勤務手当の

うち、支給額が月額で定められているものについて準用する。この場合において、前項の規定中「第三条第二項」とあるのは「第三条第三項」と読み替えるものとする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第十一条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成十七年三月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

第九条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第十一条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、同条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改め、「第三条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第三項から第五項までの規定中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。

第十三条第一項中「再任用短時間勤務職員」を「短時間勤務職員」に改める。(職員の任用に関する規則の一部改正)

第十二条 職員の任用に関する規則(平成十四年三月奈良県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第八条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)第三条又は第四条の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十六号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び一般職」を「一般職」に改め、「任期付条例」という。の下に「、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四十二号。以下「修学部分休業条例」という。)及び職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十七年三月奈良県条例第四十三号。以下「高齢者部分休業条例」という。)」を加える。

第七条の次に次の二条を加える。

第七条の二 前条第一項から第三項までの規定は、修学部分休業条例第三条に規定する給与の減額について準用する。この場合において、前条第二項の規定中「条例第二十三條に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる」とあるのは「修学部分休業条例第三条に規定する」と、「給料の調整額」とあるのは「給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月奈良県条例第十六号)の規定による教職調整額」と、同条第三項の規定中「及び調整手当」とあるのは「、初任給調整手当、調整手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当」と読み替えるものとする。

第七条の三 第七条第一項から第三項までの規定は、高齢者部分休業条例第三条に規定する給与の減額について準用する。この場合において、第七条第二項の規定中「条例第二十三條に規定する勤務一時間当たりの給与額の算出の基礎となる」とあるのは「高齢者部分休業条例第三条に規定する」と、「給料の調整額」とあるのは「給料の調整額及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額」と、同条第三項の規定中「及び調整手当」とあるのは「、初任給調整手当、調整手当、管理職手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び農林業普及指導手当」と読み替えるものとする。

第十六条(見出しを含む。)中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

第十九条第三項を削り、同条第四項中「第十二條の二十一」を「第十二條の二十二」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「及び附則第三項」を削り、「受けている日」の下に「(人事委員会の定める日を除く。)」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第六項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第十九条第四項の改正規定（「第十二条の二十一」を「第十二条の二十二」に改める部分に限る。）及び第十九条第五項の改正規定（「及び附則第三項」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三月奈良県条例第三十号）附則第二項の規定の適用がある場合における寒冷地公署に勤務する職員の手当の支給については、この規則による改正前の給料等の支給に関する規則第十九条第三項の規定は、なおその効力を有する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤 安男

奈良県人事委員会規則第十七号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表知事の内部部局の項中

部理事

を

部理事	総合防災監
-----	-------

に改め、

同表自動車税事務所の項を削り、同表美術館の項中

館長	三種
----	----

を

館長	三種
副館長	五種

に改め、同表民俗博物館の項中

課長

に改め、同表農業技術センターの項中

課長	課主幹
----	-----

統括主任研究員

に改め、同表農業大学校の項中

統括主任研究員	農業情報・相談センター主幹
---------	---------------

校長	事務長
四	

に改め、同表奈良県立医科大学附属病院の

校長	事務長	副校長
四種	五種	

項中

技師長	給食部次長	看護副部長	薬剤部次長
六種	七種		

を

技師長	薬剤部次長	給食部次長	看護副部長
六種	七種		

に改め、同表

図書館の項を削り、同表高等学校総合寄宿舎の項の次に次のように加える。

副館長	四種
-----	----

図書情報館		司書監	
グループコーデ イネーター		五種	
		七種	

別表人事委員会事務局の項中

六種

を

五種

に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十八号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号エ中「職員」という。」の下に「のうち人事委員会の定める者に限る。」を加える。

第六条第二項中「の各号」を削り、同項に次の二号を加える。

四 法第二十六条の二第一項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

五 法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第七条第一項第二号エ中「職員」の下に「(人事委員会の定める者に限る。)」を加える。

第十二条第二項に次の二号を加える。

九 法第二十六条の二第一項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつ

た期間

十 法第二十六条の三第一項の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第十九号

農林業改良普及手当に関する規則の一部を改正する規則

農林業改良普及手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農林業普及指導手当に関する規則

第一条中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

第二条各号列記以外の部分中「次の各号の一に該当するもの」を「農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)に規定する普及指導員又は森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)に規定する林業普及指導員である者(いずれも常勤に限る。)」に改め、同条各号を削る。

第三条の見出しを「(手当の額)」に改め、同条中「農林業改良普及手当の割合は、普及員にあつては百分の十二、専門技術員にあつては百分の八」を「農林業普及指導手当の月額、その者の給料月額に百分の八を乗じて得た額(その額が二万五千円を超えるときは、二万五千円)」に、「農林業改良普及手当の割合は、百分の八」を「農林業普及指導手当の月額、その者の給料月額に百分の二を乗じて得た額(その額が九千円を超えるときは、九千円)」に改める。

第四条中「農林業改良普及手当」を「農林業普及指導手当」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二十号

災害派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当に関する規則（平成八年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「災害派遣手当」の下に「（武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。）」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二十一号

職員の特務勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特務勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第三項の表第四項中「千七百円」を「千八百円」に改める。

第七条の二を削る。

第十二条の三を次のように改める。

第十二条の三 削除

第十二条の四第二項中「三百円」を「七百五十円」に改める。

第十二条の八第二項中「添上郡」を削る。

第十二条の十中「三百円」を「七百円」に改める。

第十二条の十三第三項中「同項第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「（条例第十條の十八の規定による特務勤務手当を受ける職員にあつては、三百円）」を削る。

第十二条の十七を次のように改める。

（家畜保健衛生業務、食品衛生監視業務等に従事する職員の手当）

第十二条の十七 条例第十條の十八第二項に規定する手当の額は、同条第一項第一号に規定する職員については勤務一月につき一万四千元、同項第二号に規定する職員については従事した日一日につき七百円とする。

2 条例第十條の十八第三項に規定する額は、従事した日一日につき八百円とする。

別表第一月ヶ瀬駐在所及び月ヶ瀬小学校の項中「添上郡月ヶ瀬村大字尾山」を「奈良

市月ヶ瀬尾山」に改め、同表中

小川小学校	吉野郡東吉野村大字小川
高見小学校	吉野郡東吉野村大字木津

を
東

吉野小学校

吉野郡東吉野村大字木津

に改め、同表月ヶ瀬中学校の項中「添上郡月

ヶ瀬村大字尾山」を「奈良市月ヶ瀬尾山」に改め、同表月ヶ瀬村教育委員会事務局の項を削り、同表月ヶ瀬村立学校給食センターの項中「月ヶ瀬村立学校給食センター」を「奈良市月ヶ瀬学校給食センター」に、「添上郡月ヶ瀬村大字尾山」を「奈良市月ヶ瀬尾山」に改める。

別表第三を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 職員の特務勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年三月奈良県条例第三十号）附則第二項の規定の適用がある場合における寒冷地公署に勤務する職員の手当の支給については、この規則による改正前の職員の特務勤務手当に関する規則第七条の二及び別表第三の規定は、なおその効力を有する。

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二十二号

職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和二十六年九月奈良県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条 本則中「次の通り定める。」を「次のとおりとする。」に改め、本則第九号を本則第十号とし、本則第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、本則第二号の次に次の一号を加える。

三 職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年三月奈良県人事委員会規則第九号）に基づき、人事委員会の事情聴取等に応じる場合

第二条 本則第九号を削り、本則第十号を本則第九号とする。

附則

（施行期日）

1 この規則中第一条の規定は平成十七年四月一日から、第二条の規定は同年五月一日から施行する。

（経過措置）

2 平成十七年四月三十日から引き続きこの規則の第二条による改正前の職務に専念する義務の特例に関する規則本則第九号の規定の適用を受けている職員については、当該職員の教育施設の在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）に限り、なおその効力を有する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二十三号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成十七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五項から第七項までを次のように改める。

5 任命権者は、介護休暇の請求について、勤務時間条例第十五条第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係

る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

6 職員は、介護休暇をとろうとするときは、あらかじめ任命権者に請求しなければならない。この場合において、勤務時間条例第十五条第二項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

7 前項の請求があった場合においては、任命権者は速やかに承認するものとする。ただし、当該請求に係る期間のうち当該請求があった日から起算して一週間を経過する日（以下この項において「一週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認をすることができ、別表第二十項及び第二十一項中「分べん」を「出産」に改め、同表第二十項を同表第二十二項とし、同表第十九項の次に次の二項を加える。

20 職員が配偶者の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	人事委員会が定める期間内における三日の範囲内の期間
21 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	当該期間内における五日の範囲内の期間

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会規則第二十四号

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年三月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

「日本赤十字社

別表第一中「日本赤十字社」を 奈良県商工会連合会 に改める。

大和平野土地改良区」

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二十五号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十四年十二月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和二十六年八月奈良県人事委員会規則第三号）の規定の例」を「職員からの苦情相談に関する規則（平成十七年三月奈良県人事委員会規則第九号）」に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

奈良県人事委員会規則第二十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第三号）の

一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中「部長」を「部長 総合防災監」に改め、「服務担当の調整員」を「服務担当の係長及び調整員」に改め、同表教育委員会事務局の項中「服務担当の副主幹及び調整員」を「服務担当の副主幹、係長及び調整員」に改める。

別表第二自動車税事務所の項を削り、同表新公会堂の項中「次長」を「副館長」に改め、同表中央卸売市場の項中「管理課長補佐」を「企画管理課長補佐」に改め、同表図書館の項を次のように改める。

図書情報館	館長	副館長	司書監	グループコーディネーター
-------	----	-----	-----	--------------

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

人事委員会訓令

奈良県人事委員会訓令第一号

奈良県人事委員会事務局

奈良県人事委員会事務局処務規程（昭和五十八年四月奈良県人事委員会訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊澤安男

別表第一の表第一号中「旅行命令」の下に「（私有自動車等に係る承認を含む。）」を加え、同表第三号を削り、同表中第四号を第三号とし、第五号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十五号中「及び訂正並びに是正の申出」を「訂正及び利用停止」に改め、同号を同表第二十四号とし、同表中第二十六号を第二十五号とする。

別表第二の表第一号中「県内及び宿泊を要しない県外」を削り、「旅行命令」の下に「（私有自動車等に係る承認を含む。）」を加える。

人事委員会告示

奈良県人事委員会告示第二号

平成十二年十月奈良県人事委員会告示第一号(口頭による開示請求をする)にかかわる個人情報)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。
平成十七年三月二十九日

奈良県人事委員会委員長 豊 謙 安 男

本文中「第十八条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、表中「開示をする」を「開示する」に改める。

公安委員会規則

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第3号

奈良県警察職員定数規則の一部を改正する規則

奈良県警察職員定数規則(平成3年10月奈良県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「97人」を「98人」に、「198人」を「200人」に、「653人」を「665人」に、「676人」を「689人」に、「697人」を「709人」に、「2,321人」を「2,361人」に改める。

第3条第1項中「740人」を「751人」に、「965人」を「976人」に、「1,581人」を「1,610人」に、「133人」を「130人」に、「1,714人」を「1,740人」に、「2,321人」を「2,361人」に、「358人」を「355人」に、「2,679人」を「2,716人」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第4号

奈良県警察組織規則の一部を改正する規則

奈良県警察組織規則(昭和43年6月奈良県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の(1)奈良警察署の表中
「

月	ヶ	瀬	駐	在	所	添上郡月ヶ瀬
---	---	---	---	---	---	--------

」

村大字尾山
を
「

月	ヶ	瀬	駐	在	所	奈良市月
---	---	---	---	---	---	------

」

ヶ瀬尾山
に改める。

別表第2の2の(6)天理警察署の表針駐在所の項中「山辺郡都祁村大字針」を「奈良市針町」に改め、同表吐山駐在所の項中「山辺郡都祁村大字吐山」を「奈良市都祁吐山町」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

奈良県金属くず営業条例施行規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月29日

奈良県公安委員会

委員長 西 口 廣 宗

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県金属くず営業条例施行規則及び奈良県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
(奈良県金属くず営業条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良県金属くず営業条例施行規則（昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第11条関係）

保 管 令 書	
品目数量及び特徴	
期 間	年 月 日から 年 月 日
理 由	

上記のとおり奈良県金属くず営業条例第12条の規定により保管を命ずる。
 年 月 日
 殿
 奈良県 警察署長 印

（教宗事項）

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

(奈良県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 奈良県道路交通法施行細則(昭和48年12月奈良県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。
別記様式第13号の4を次のように改める。

別記様式第13号の4(第17条関係、第33条関係)

奈良県公安委員会連第 号

解 任 命 令 書

年 月 日

住所
氏名

奈良県公安委員会 印

第74条の2第6項の規定に基づき、下記の理由により
道路交通法 第108条の5第3項 の

解任を命じます。

解任を命ずる者	勤 務 先 職務上の地位	氏名
理 由		

(教示事項)

この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

き り と り

受領文書	年 月 日付	奈良県公安委員会連第 号
受領者	受領年月日 被処分者との関係	氏名 氏名 氏名 印
取扱者	警察署 階級	氏名 印

別記様式第17号の2の2から別記様式第17号の2の6までを次のように改める。

別記様式第17号の2の2 (第18条の2関係)
(表)

指 示 書

奈良県第 年 月 日 号

使用者の氏名又は名称 殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第22条の2第1項の規定により、次のとおり指示する。

指示に係る車両	指示に係る車両の位置	
	車面(登録)番号	
指 示 事 項	など、最高速度違反行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

備考

1 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について最高速度違反が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。

2 この処分については、異議申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができませんので、詳しくは裏面の告示事項を確認してください。

(整理番号 _____)

(表)

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号の2の3(第18条の2関係)

(表)

指 示 書		奈良県公安委員会
使用者の氏名又は名称		殿
道路交通法第51条の4(同法第75条の8第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり指示する。		
指示に係る車両	使用の本拠の位置	
車両(登録)番号		
指 示 事 項	など、放置行為を防止するため必要な措置を講ずること。	
指 示 の 理 由		

備考
 1 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について放置行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。
 2 この処分について不服があるときは、異議申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができますので、詳しくは裏面の教示事項を確認してください。

(整理番号 _____)

(裏)

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができません。)

2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があることを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号の2の4(第18条の2関係)

(表)

指 示 書	指 示 事 項
奈良県公安委員会 年 月 日 使用者の氏名又は名称 殿 奈良県公安委員会 印 道路交通法第58条の4の規定により、次のとおり指示する。	指示に係る車両 車両(登録)番号 指示の本地の位置 指示の理由
備考 1 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過積載運転行為が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。 2 この処分について不服があるときは、異議申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができますので、詳しくは裏面の教示事項を確認してください。	

(整理番号 _____)

(裏)

- (教示事項)
- 1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができず（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができず。）。
 - 2 この処分については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、奈良県（訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。）を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができず（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができず。）。
- ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに對する決定があることを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができず。

別記様式第17号の2の5（第18条の2関係）

(表)

	指 示 書	奈良 年 月 日	第 号	
使用者の氏名又は名称 殿				
奈良県公安委員会 印				
道路交通法第86条の2第1項の規定により、次のとおり指示する。				
指 示 事 項	指 示 に 係 る 車 両	使用の本拠の位置		
指 示 の 理 由	車 両 (登 録) 番 号			
			など、過労運転を防止するため必要な措置を講ずること。	

備考
1 指示に係る車両が自動車である場合には、この指示を受けた日から1年以内に当該自動車について過労運転が行われたときは、道路交通法第75条の2第1項の規定による自動車の使用の制限の処分を受けることがあります。
2 この処分について不服があるときは、異議申立て及び処分の取消しの訴えを提起することができますので、詳しくは裏面の教示事項を確認してください。

(整理番号 _____)

(裏)

別記様式第17号の2の6 (第18条の3関係)

(教示事項)

1 この処分について不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、奈良県公安委員会に対し、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをすることができません(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があることを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

奈良県公安委員会連第 号 自動車の使用制限書 年 月 日

住所 氏名 奈良県公安委員会 関

第75条第2項
道路交通法第75条の2第1項の規定により、次のとおり自動車の使用を制限します。
第75条の2第2項

使用者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
自動車の使用の本拠の名称及び位置	
自動車の登録(車両)番号	
運転禁止の期間	
理由	

(教示事項)
この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

き り と り

受領文書	年 月 日付	奈良県公安委員会連第 号
受領者	受領年月日	年 月 日
	使用者との関係	氏名
取扱者	警察署 階級	氏名

㊟

別記様式第18号及び別記様式第19号を次のように改める。

別記様式第18号(第25条関係)

運転免許試験合格取消し通知書

奈良県公安委員会
第 年 月 日

殿

奈良県公安委員会 印

道路交通法第97条の3第1項の規定により、下記の試験に係る合格の決定を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

受験者	住所	
	氏名	
運転免許の種類		
試験合格年月日		
取消しの理由		

(教示事項)
この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第19号 (第25条関係)

運転免許試験受験停止通知書

第 年 月 日

殿

奈良県公安委員会 関
(奈良県警察本部長)

道路交通法第97条の3第3項の規定により、下記のとおり運転免許試験の受験を停止することとしたので通知します。

受験者	住所	
	氏名	
受験停止期間	年 月 日から	年 月 日まで
停止の理由		

(教示事項)

1 この処分については不服があるときは、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定により、奈良県公安委員会に対して、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立て(審査請求)をすることができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくならず、この処分があったことを知った日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立て(審査請求)をすることができなくならず、この処分について、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内は処分を取り消しの訴えを提起することができ、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内の取消しを提起し、この処分を取り消したときは、異議申立て(審査請求)をした場合には、当該異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しを提起することができます。

別記様式第31号を次のように改める。

別記様式第31号 (第33条関係)

奈良県公安委員会連第	号	指定取消決定通知書	年	月	日	
住所 氏名	奈良県公安委員会					
第51条の3第3項 指定車両移動保管機関 道路交通法第108条の11第2項の規定により、指 定 講 習 機 関 の 指 定 を 第108条の31第4項 奈良県交通安全活動推進センター 取り消すことを決定しましたので、通知します。						
1 決定事項						
2 取消し理由						
<p>(教示事項) この処分については、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、奈良県(訴訟において奈良県を代表する者は奈良県公安委員会となります。)を被告として、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p>						
き り と り						
受領文書	年	月	日	付	奈良県公安委員会連第	号
受領者	受領年月日	年	月	日	氏名	Ⓜ
取 扱 者	被処分者との関係	氏名				Ⓜ
	警察署 階級	氏名				Ⓜ

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

監査委員規程

奈良県監査委員規程第一号

奈良県監査委員事務局規程(昭和五十八年六月奈良県監査委員規程第一号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県監査委員 大倉 潔

同 中 野 實 男

同 山 本 進 章

同 中 野 雅 史

第三条第一項の表監査第一課の項中第十四号を第十六号とし、第十号から第十三号までを二号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の二号を加える。

十 住民訴訟に関して代表監査委員が奈良県を代表して提起する訴訟に関する事。

十一 代表監査委員又は監査委員の処分又は裁決に係る奈良県を被告とする訴訟に関する事。

関すること。

第八条第五号中「旅行命令」の下に「(私有自動車等に係る承認を含む。)」を加える。

監査委員訓令

奈良県監査委員訓令第一号

奈良県監査委員処務規程(昭和三十九年四月奈良県監査委員訓令第一号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月二十九日

奈良県監査委員 大倉 潔

同 中 野 實 男

同 山 本 進 章

同 中野 雅史

第二条第五号中「その他」を「前二号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 住民訴訟に関して奈良県を代表して提起する訴訟に關すること。

四 代表委員又は監査委員の処分又は裁決に係る奈良県を被告とする訴訟に關すること。

内水面漁場管理委員会告示

奈良県内水面漁場管理委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定に基づき、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し、放流等について、次のとおり指示する。

平成十七年三月二十九日

奈良県内水面漁場管理委員会会長 御勢 久右衛門

一 指示の内容

(一) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（和歌山県知事に漁場の管轄を委任した水面（熊野川水系北山川の一部）を除く。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあると知事が認めた場合は、当該水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、生きたままコイを持ち出してはならない。ただし、まん延防止のため及び公的機関が試験研究ならびに検査に供する場合はこの限りではない。

(二) 放流の制限

この場合、知事は、当該水域の範囲を定め、速やかに公表するものとする。

次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、県内全ての公共用水面及びこれと連接一体を成す水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した水域に再放流する場合は、この限りではない。

- (1) 放流用コイが汚染水域由来でないこと。
- (2) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(3) PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたコイ群であること。

(三) 遺棄の禁止

生死を問わず県内全ての公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にコイを遺棄してはならない。

二 指示の有効期間

平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日まで

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二一三二一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二一三五七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

